

令和3年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成  
 ※( )内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

確定版

【表1 業種別の労働災害発生状況】

但馬労働基準監督署

業 種	令和3年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	196 (1)	100.0% ( 100.0%)	158 (2)	100.0% ( 100.0%)	38 ( -1)	24.1% ( -50.0%)	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含む)	127	64.8% ( )	103 (2)	65.2% ( 100.0%)	24 ( -2)	23.3% ( -100.0%)	
製 造 業	45	23.0% ( )	38	24.1% ( )	7 ( )	18.4% ( - )	
鉱 業	1	0.5% ( )	3	1.9% ( )	-2 ( )	-66.7% ( - )	
建 設 業	44	22.4% ( )	32 (2)	20.3% ( 100.0%)	12 ( -2)	37.5% ( -100.0%)	
運 輸 交 通 業	13	6.6% ( )	15	9.5% ( )	-2 ( )	-13.3% ( - )	
貨 物 取 扱 業		( )		( )	( )	- ( - )	
農 林 業	19	9.7% ( )	14	8.9% ( )	5 ( )	35.7% ( - )	
畜 産 ・ 水 産 業	5	2.6% ( )	1	0.6% ( )	4 ( )	400.0% ( - )	
第三次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除く)	69 (1)	35.2% ( 100.0%)	55	34.8% ( )	14 ( 1)	25.5% ( - )	
商 業	卸 売 業	1	0.5% ( )	3	1.9% ( )	-2 ( )	-66.7% ( - )
	小 売 業	17	8.7% ( )	17	10.8% ( )	( )	( - )
	上記以外の商業	1	0.5% ( )		( )	1 ( )	- ( - )
	計	19	9.7% ( )	20	12.7% ( )	-1 ( )	-5.0% ( - )
通 信 業	4	2.0% ( )	3	1.9% ( )	1 ( )	33.3% ( - )	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	2	1.0% ( )		( )	2 ( )	- ( - )
	社 会 福 祉 施 設	22	11.2% ( )	12	7.6% ( )	10 ( )	83.3% ( - )
	上記以外の保健衛生業		( )	1	0.6% ( )	-1 ( )	-100.0% ( - )
	計	24	12.2% ( )	13	8.2% ( )	11 ( )	84.6% ( - )
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	5	2.6% ( )	3	1.9% ( )	2 ( )	66.7% ( - )
	ゴ ル フ 場	1	0.5% ( )	1	0.6% ( )	( )	( - )
	上記以外の接客娯楽業	4	2.0% ( )	4	2.5% ( )	( )	( - )
	計	10	5.1% ( )	8	5.1% ( )	2 ( )	25.0% ( - )
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	3	1.5% ( )		( )	3 ( )	- ( - )
	廃 棄 物 処 理 業	2	1.0% ( )	2	1.3% ( )	( )	( - )
	上記以外の清掃・と畜業		( )	4	2.5% ( )	-4 ( )	-100.0% ( - )
	計	5	2.6% ( )	6	3.8% ( )	-1 ( )	-16.7% ( - )
そ の 他 の 事 業	警 備 業	2 (1)	1.0% ( 100.0%)	1	0.6% ( )	1 ( 1)	100.0% ( - )
	上記以外のその他の事業	4	2.0% ( )	2	1.3% ( )	2 ( )	100.0% ( - )
	計	6 (1)	3.1% ( 100.0%)	3	1.9% ( )	3 ( 1)	100.0% ( - )
金 融 広 告 業		( )	1	0.6% ( )	-1 ( )	-100.0% ( - )	
映 画 演 劇 業		( )		( )	( )	- ( - )	
教 育 研 究 業	1	0.5% ( )	1	0.6% ( )	( )	( - )	
官 公 署		( )		( )	( )	- ( - )	
( 陸 上 貨 物 運 送 業 )	8	4.1%	12	7.6%	-4 ( )	-33.3% ( - )	

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。